

国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員給与規則

令和 7 年 3 月 25 日
規 則 第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員就業規則（以下「無期雇用契約転換再雇用職員就業規則」という。）第 10 条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の無期雇用契約転換再雇用職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第 2 条 無期雇用契約転換再雇用職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 無期雇用契約転換再雇用職員の給与の種類は、次の各号の定めるところによる。

(1) フルタイム勤務者の給与は、勤務 1 日当たりの給与（以下「日給」という。）及び諸手当とし、諸手当は次のとおりとする。

通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、オンコール手当、分娩手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、診療貢献手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、夜勤専従手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当

(2) 短時間勤務者の給与は、勤務 1 時間当たりの給与（以下「時間給」という。）及び諸手当とし、諸手当は次のとおりとする。

通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、オンコール手当、分娩手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、診療貢献手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、夜勤専従手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当

(給与の計算期間及び支給日)

第 4 条 無期雇用契約転換再雇用職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に定めるところとする。

給与の種類	計算期間	支給日
1. 日給又は時間給 2. 諸手当 通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、オンコール手当、分娩手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、診療貢献手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナウイルスワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、夜勤専従手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当	一の月の初日から末日まで	翌月の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは 15 日（15 日が無期雇用契約転換再雇用職員就業規則第 9 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18 日）、17 日が土曜日に当たるときは、16 日（16 日が休日に当たるときは、15 日）、17 日が休日かつ月曜日に当たるときは、18 日に支給する。）

2 無期雇用契約転換再雇用職員の給与については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（以下「非常勤職員給与規則」という。）を準用する。

（日給又は時間給の決定）

第 5 条 無期雇用契約転換再雇用職員の日給又は時間給については、別表に掲げる額とする。

（変形労働時間制適用者の給与の決定）

第 6 条 フルタイム勤務者で変形労働時間制を適用する者（以下「変形労働時間制適用者」という。）は、第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、時間給とする。

2 前項に規定する時間給は、別表に掲げる時間給の額とする。

（諸手当）

第 7 条 諸手当の支給については、非常勤職員給与規則第 11 条から第 13 条まで、第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 7 から第 15 条の 9 まで、第 15 条の 11、第 15 条の 14 から第 15 条の 16 まで、第 15 条の 16 の 3、第 15 条の 17 及び第 16 条から第 19 条までの規定を準用する。この場合において、非常勤職員給与規則第 15 条の 17 及び第 16 条中「フルタイム職員」とあるのは「フルタイム勤務者」と、「パートタイム職員」とあるのは「短時間勤務者」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 給与の支払いその他この規則に定めのない事項については、非常勤職員給与規則を準用する。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

日給表

適用本給表	日給	日給（調整数 1）	日給（調整数 2）	日給（調整数 3）
一般職（一）	8,224 円	8,528 円	—	—
一般職（二）		8,504 円	9,056 円	9,888 円
教育職（一）		—	—	—
教育職（三）		—	—	—
医療職（二）		8,592 円	9,336 円	—
医療職（三）		8,656 円	9,528 円	—

※ 日給（調整数 1）、日給（調整数 2）又は日給（調整数 3）は、その者を常勤の職員として採用した場合に国立大学法人高知大学職員給与規則第 22 条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数 1、2 又は 3 を乗じた額）の支給を受ける場合の区分

時間給表

適用本給表	時間給	時間給 （調整数 1）	時間給 （調整数 2）	時間給 （調整数 3）
一般職（一）	1,028 円	1,066 円	—	—
一般職（二）		1,063 円	1,132 円	1,236 円
教育職（一）		—	—	—
教育職（三）		—	—	—
医療職（二）		1,074 円	1,167 円	—
医療職（三）		1,082 円	1,191 円	—

※ 時間給（調整数 1）、時間給（調整数 2）又は時間給（調整数 3）は、その者を常勤の職員として採用した場合に国立大学法人高知大学職員給与規則第 22 条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数 1、2 又は 3 を乗じた額）の支給を受ける場合の区分